［項を加える。］

［③］　令第一条の二第四項第一号に規定する内閣府令で定める教育施設は、次に掲げる施設とする。

一　学校教育法第六十三条に規定する中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）

二　学校教育法第七十二条に規定する特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）

三　学校教育法第百八条第二項に規定する短期大学

四　学校教育法第百十五条に規定する高等専門学校

五　学校教育法第百二十四条に規定する専修学校

六　前各号に規定する教育施設に準ずる教育施設

［④］　令第一条の二第四項第二号に規定する内閣府令で定める者は、試みの使用期間の満了後間がない者その他就職後間がない者とする。

［⑤］　令第一条の二第四項第三号に規定する内閣府令で定める就学又は就労に向けた活動は、次に掲げる活動とする。

一　社会的養護自立支援拠点事業の利用

二　公共職業安定所における就職に関する相談

三　求人者との面接

四　前三号に掲げる活動に準ずる活動

第三条　令第二条第一項の規定により、児童相談所の設置に関して報告すべき事項は、次のとおりとする。

［一～六　略］

［②　略］

附　則

第五十五条　第六条の二の三第一項第一号及び第六条の九第二号にいう学校教育法による高等学校は、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含むものとする。

［項を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和六年四月一日から施行する。

○内閣府令第四十七号

子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第十五条の六第一項、第三項及び第四項の規定に基づき、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令

子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額）	（令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額）
第二十八条の十七　令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。	**第二十八条の十七**　令第十五条の六第一項の内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる施設の種類に応じ、当該各号に定める額とする。
一　認定こども園　八千七百円	［号を加える。］